

第6次川崎市産業廃棄物処理指導計画 進行管理台帳(平成29年度)

1 3Rの推進

循環型社会の構築に向けた取組は、廃棄物等の発生の抑制と循環利用等を通じた埋立量の削減に加え、環境負荷の低減、資源確保など循環の質にも着目した取組を総合的に推進することが重要です。近年の景気回復に加え、今後様々なインフラ整備が見込まれるなど、廃棄物の排出量の増加が懸念されることから、排出事業者に対し、産業廃棄物の2R(発生抑制、再使用)を優先した3Rの取組を積極的に促すことにより、天然資源の消費抑制、環境負荷の低減等を図り、最終処分量の削減に努めます。

(1) 多量排出事業者による発生抑制等の推進

産業廃棄物の多量排出事業者は、廃棄物処理法に基づき、発生抑制、再生利用、適正処理などを記載した産業廃棄物処理計画書等の提出が義務付けられています。市内の産業廃棄物の総排出量のうち、多量排出事業者による排出量は約7割を占めていることから、多量排出事業者に、発生抑制、再使用の取組を優先して促すこと等により、2Rを優先した3Rの取組の効果的な促進を図ります。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|---|---|-----|---|
| ・排出実態を踏まえた立入検査の実施、発生抑制、再使用等の推進 (環: 廃棄物指導課) | ・提出された計画書等に基づき、立入検査を実施を行った。また、報告書等を提出した事業者に対し、2Rの推進に係る方策について助言を行った。 | 2 | ・提出された計画書等に基づき、立入検査を実施する。(20件程度) ・提出された報告書等に基づき、2Rの推進に係る方策について助言を行う。 |

(2) 排出事業者による2Rの推進

神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と協調して、産業廃棄物の発生抑制等に向けた施策を展開します。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|--|---|-----|--|
| ア 廃棄物自主管理事業 廃棄物自主管理事業は、その事業活動に伴い年間800トン(特別管理産業廃棄物は40トン)以上の廃棄物を発生させる事業場を設置している事業者又は、本事業の趣旨に賛同し参加を希望する排出事業者から提出される産業廃棄物処理計画書等を集計・分析し、その結果を参加事業者へフィードバックすることにより、産業廃棄物の発生抑制等に向けた取組を促します。 | | | |
| ・業種別、事業規模別に集計・分析し、参加事業者へフィードバック (環: 廃棄物指導課) | ・提出された届出内容を業種別に集計し、手引き及び法定多量事業者については法律に基づき、HPで届出内容を公表した。希望する事業者に対し、同業他社と比較できる個別データを作成し提供した。 | 2 | ・提出された届出内容を業種別に集計し、手引き等で公表する。 ・同業他社と比較できる個別データを、希望する事業者に対して作成し提供する。 |
| ・手引き、リーフレット等の作成 (環: 廃棄物指導課) | ・自主管理事業参加事業者向けの手引き(廃棄物自主管理の手引き)を作成した。 ・排出事業者向けに産業廃棄物の適正処理に係るリーフレットの作成を行った。 | 2 | ・自主管理事業参加事業者向けの手引きを作成する。 ・排出事業者向けに産業廃棄物の適正処理に係るリーフレットを作成する。 |
| ・優秀な取組事例の紹介、説明会の開催 (環: 廃棄物指導課) | ・横浜市の関内ホールで廃棄物自主管理事業の概要に係る説明会を開催した。 ・優秀な取組事例について説明会や作成した自主管理の手引き等で参加事業者に紹介した。 | 2 | ・廃棄物自主管理事業の概要に係る説明会を開催する。 ・優秀な取組事例について説明会及び手引き等により参加事業者に紹介する。 |

1 3Rの推進

イ 廃棄物交換システム

ある事業者にとって不要であっても、他の事業者では活用できる物を産業廃棄物として処理することは、経済的かつ資源の有効活用の観点から損失があるといえます。廃棄物交換システムは、このような状況を解決するため、県等、商工会議所及び商工会と連携し、再使用を推進するとともに、システムの活用促進を図ります。

| | | | |
|------------------------------------|---|---|--|
| ・廃棄物交換システムの充実に向けた検討 (環: 廃棄物指導課) | ・新規登録申込事業者へ立入検査を行う等、廃棄物交換システムの適正な運営を行った。 | 2 | ・登録申込の際の立入調査、登録審査及び交換実績の把握等、廃棄物交換システムの適正な運営の継続 |
| ・廃棄物交換システムの普及啓発 (環: 廃棄物指導課) | ・システムの課題等を県と調整し、廃棄物交換システムの普及広報方法について検討を行った。 | 2 | ・システムの課題等を県と調整し、廃棄物交換システムの普及広報方法を検討する。 |

(3) 各種リサイクル法の推進

各種リサイクル法が円滑に実施されるよう、市民及び事業者に対し、各制度の普及啓発に努めるとともに、関係事業者に立入検査等を実施します。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|-------------------------------|--|-----|--|
| ・自動車リサイクル法の推進 (環: 廃棄物指導課) | ・自動車リサイクル関連事業者からの申請に基づく登録・許可を実施した。 ・自動車リサイクル関連事業者の立入検査等を実施した。 | 2 | ・自動車リサイクル関連事業者からの申請に基づく登録・許可を実施する。 ・自動車リサイクル関連事業者の立入検査等を実施する。 |
| ・建設リサイクル法の推進 (環: 廃棄物指導課) | ・合同パトロールにおいて、元請事業者等に対し、特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施徹底のための指導等を実施した。(27件) ・県内の再資源化等施設の情報について、合同パトロールの機会やHPを通じ、排出事業者に対し情報提供を行った。 | 2 | ・合同パトロールにおいて、元請事業者等に対し、特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施徹底のための指導等を実施する。(15件程度) ・特定建設資材の再資源化等施設の情報について、排出事業者に情報提供を図ることで、特定建設資材の再資源化を促す。 |
| (建: 技術監理課) | ・パトロールを行い、特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施徹底のための指導等を実施した。 | 2 | ・パトロールにおいて、元請事業者等に対し、特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施徹底のための指導等を実施する。(8件程度) ・特定建設資材の再資源化等施設の情報について、排出事業者に情報提供を図ることで、特定建設資材の再資源化を促す。 |
| (ま: 建築指導課) | ・対象建設工事の分別解体等の計画等の届出を受理した。(2, 465件) ・対象建設工事において、発生する特定建設資材廃棄物が適切に分別解体等されるよう指導等を行うため、パトロールを実施した。(162件) | 2 | ・対象建設工事の発注者又は自主施工者からの届出受理(約2,300件) ・解体現場等のパトロールにおいて、元請事業者に対し、特定建設資材の適正な分別解体等の指導等を行う(パトロール約140件) |
| ・小型家電リサイクル法の推進 (環: 廃棄物指導課) | ・立入の際、排出事業者に対し、環境省が作成したパンフレットや認定事業者一覧表を渡し、パソコンなどの小型家電については、産業廃棄物として処理するのではなく、リサイクルするよう促した。 | 2 | ・立入の機会等を捉え、排出事業者に対しチラシ等を配布することで、小型家電リサイクル法の普及啓発に努める。 |
| ・食品リサイクル法の推進 (環: 廃棄物指導課) | ・食料品製造業を営む事業者に対し、環境省が作成したパンフレットや認定事業者一覧表を渡し、動植物性残さについて、産業廃棄物として処理するのではなく、リサイクルするよう促した。 | 2 | ・立入の機会等を捉え、排出事業者に対しチラシ等を配布することで、食品リサイクル法の普及啓発に努める。 |

1 3Rの推進

(4)最終処分量の削減指導

国が批准している「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)の1996年の議定書(96年議定書)」で、産業廃棄物の海洋投入処分は原則禁止とされたことから、建設汚泥の海洋投入処分の削減に取り組んできました。

今後、リニア中央新幹線の建設工事や東京オリンピックに係るインフラ整備等により、建設廃棄物の排出量増加が見込まれ、このことに伴う建設汚泥の海洋投入処分量の増加が懸念されます。

また、石綿含有産業廃棄物やがれき類の埋立処分がされているものも少なくない状況にあり、これらを踏まえ、市の工事設計仕様書への処分方法の反映やリサイクルの取組を推進し、最終処分量の削減に取り組めます。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|---|--|-----|--|
| ・建設汚泥のリサイクルを基本とした市発注工事における仕様書の反映への検討 (環: 廃棄物指導課) | ・公共工事発注部局に対し、市発注工事における建設汚泥の陸上での処分や、なるべくリサイクルに努めるよう、依頼を行った。 | 2 | ・公共工事発注部局に対し、市発注工事における建設汚泥の処理状況について照会を実施し、必要に応じ、ヒアリング等を実施する。 |
| ・石綿含有産業廃棄物の無害化処理への誘導 (環: 廃棄物指導課) | ・立入の際、排出事業者に対し、県が作成したパンフレットを渡し、石綿含有産業廃棄物の適正処理を推進した。 | 2 | ・川崎地区石綿対策連絡会議合同パトロールの実施により、石綿含有産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、無害化処理施設の案内を行う。 |
| ・事業者及び処理業者に対する最終処分の削減指導等 (環: 廃棄物指導課) | ・公共工事発注部局に対し、海洋投入処分の制度改正について周知を行い、海洋投入処分量の削減に努めるよう依頼を行った。 ・建設リサイクル法に基づく合同パトロールや、建築業者等への立入の際に、建設廃棄物の3Rを促した。 ・産業廃棄物中間処理施設の設置等の指導に当たっては、再生利用を中心とした施設となるよう努めた。 | 2 | ・建設業の事業者に対する立入の機会を捉え、建設廃棄物の3Rの推進を促す。 |
| ・廃棄物処理法の再生利用認定制度の周知 (環: 廃棄物指導課) | ・自動車関連事業者に対し、廃タイヤにおける再生利用認定業者一覧を紹介し、産業廃棄物として処理するのではなく、リサイクルするよう促した。 | 2 | ・建設汚泥の海洋投入処分の削減に伴い、産業廃棄物処分業者に対して、削減計画の提出及び再生利用に向けた処分方法の見直しについて指導を行う。 |

(5)建設リサイクルの推進

社会資本の維持管理・更新時代が到来することで、建設廃棄物の発生量が増加することが想定されるため、発生抑制、再使用、再資源化・縮減、再生資材の利用促進について、川崎市が施工する建設工事からの建設廃棄物の適正な処理等に関し、取り扱いを定めた「川崎市建設副産物取扱要綱」に記された内容を徹底するとともに「川崎市建設リサイクル推進計画」の具体的施策を推進します。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|---------------------------------------|-------------------------------------|-----|--|
| ・建設廃棄物の発生抑制及びリサイクル水準の維持 (建: 技術監理課) | ・建設発生土量調査を行い、建設発生土量の把握を行って、利用を促進した。 | 2 | ・建設発生土の利用を促進するため、本市建設工事から発生する建設発生土量調査を行い、建設発生土量の把握を行う。 ・本市建設工事から発生した建設発生土を、港湾埋立地の用材として有効利用する。 |
| ・建設廃棄物の現場分別の推進 (建: 技術監理課) | ・建設リサイクルに関する実態調査を実施し、取組状況を把握した。 | 2 | ・適正な分別解体への理解を求めため、建設廃棄物のリサイクルに関する広報活動を行う。 ・建設リサイクルへの取組状況を把握するため、実態調査を実施する。 |

1 3Rの推進

(6) 上下水道再生資源の有効利用

浄水・下水処理の過程で生じる発生土及び汚泥、水道・下水道工事で発生する建設廃棄物、事業所から排出される廃棄物などの3Rを推進します。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|------------------------------------|--|-----|---|
| ・浄水発生土及び下水汚泥の有効利用 (上下:水道施設管理課) | 浄水処理過程で発生した浄水発生土(6,853t)については、100%有効利用した。 | 2 | ・浄水発生土をセメント原料及び道路工事等の埋戻し土(改良土)として、100%有効利用する。 |
| (上下:下水道計画課) | ・下水汚泥焼却灰(新規灰)について、安全対策を施した上で、埋立てを継続する。 | 2 | ・下水汚泥焼却灰(新規灰)について、安全対策を施した上で、埋立てを継続する。 |
| ・上下水道工事の再生資源材料の積極的活用 (上下:水道計画課) | ・建設副産物の再資源化を適正に管理し、再生資源材料の利用促進を図った。 | 2 | ・水道工事で使用する建設資材については、再生資源材料を積極的に活用する。 |
| (上下:下水道計画課) | ・「川崎市建設副産物取扱要綱」に基づき、アスファルト合材・路盤材等の再生材を利用した工事設計を行った。 ・受注者から提出された施工計画書、材料承認等の書面及び現場立会いにおいて、再生資源材料が使用されていることを確認した。 | 2 | ・下水道工事に使用する建設資材については、再生資源材料を積極的に活用する。 |

(7) 環境技術を生かした取組の推進

環境技術開発に積極的に取り組もうとする排出事業者や新たなリサイクル産業の育成を促進するため、市内の優れた環境技術を有する事業者との連携した取組や優れた環境技術製品等の情報提供を行います。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|---------------------------------|--|-----|--|
| ・環境技術を有する事業者との連携 (環:地球環境推進室) | ・低CO ₂ 川崎ブランド等推進協議会を通じて、商工会議所や産業振興財団、産業・環境創造リエゾンセンターの会員との連携を推進した。 | 2 | ・低CO ₂ 川崎ブランド等推進協議会を通じて、優れた環境技術を有する事業者との連携を推進する。 |
| ・優れた環境技術製品等の情報提供 (環:地球環境推進室) | ・協議会ホームページやパンフレットを活用し、低CO ₂ 川崎ブランド認定製品・技術の情報発信及び普及促進を行った。 | 2 | ・ホームページやパンフレット等により、低CO ₂ 川崎ブランド認定製品・技術の情報発信及び普及促進を行う。 |

(8) グリーン購入の推進

環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、廃棄物問題等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がありますので、国が定める「環境物品等の調達に関する基本方針」に準じて「川崎市グリーン購入推進方針」を毎年度改定し、環境負荷低減に向けた取組を推進します。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|-----------------------------------|--|-----|---|
| ・率先した環境配慮物品等の調達の促進 (環:地球環境推進室) | ・グリーン購入推進方針に基づき調達した環境配慮製品等の状況は99%となりました。(調達目標を100%とした分野を対象として実績を集計) | 2 | ・平成29年度川崎市グリーン購入推進方針に基づき、グリーン購入をより一層推進する。 |
| ・グリーン購入法の趣旨の普及啓発 (環:地球環境推進室) | ・平成28年度川崎市グリーン購入推進方針を策定し、同方針に基づく取組を推進するとともに、庁内向けに方針の周知を行い、普及啓発を実施した。 | 2 | ・平成29年度川崎市グリーン購入推進方針の策定と、同方針に基づく取組を推進する ・庁内向けリーフレット等により、普及啓発を実施する。 |

2 適正処理の推進

産業廃棄物の発生を抑制し、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を徹底した上で、なお資源化等が図れないものについては、法に基づく適正処理を徹底するとともに、処理に当たっては可能な限り環境負荷の低減を図るよう指導します。

また、廃棄物処理に対する安全・安心、信頼を確保するため、適正処理に関する指導を徹底するとともに、適切な情報を公表します。

(1) 産業廃棄物処理業の優良化の推進

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択できるよう、優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づく審査において、基準に適合した産業廃棄物処理業者をホームページで公表するとともに、優良産業廃棄物処理業者認定制度の円滑な運用と一層の普及促進を図ります。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|---|---|-----|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及啓発 (環：廃棄物指導課) | <ul style="list-style-type: none"> 基準に適合した産業廃棄物処理業者の情報をホームページで公表した。 優良産業廃棄物処理業者認定に係る相談に対応した。 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> 基準に適合した産業廃棄物処理業者の情報をホームページで公表する。 優良産業廃棄物処理業者認定に係る相談に対応する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 優良認定産業廃棄物処理業者の情報提供 (環：廃棄物指導課) | <ul style="list-style-type: none"> HPIにおいて、優良認定産業廃棄物処理業者についての情報提供を図り、産業廃棄物の適正処理に努めた。 内容審査で不適正排出が確認された排出事業者や、多量排出事業者に対し、優良産業廃棄物処理業者認定制度について紹介した。 優良産業廃棄物処理業者認定に係る相談に対応した。 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> 立入の機会やHPIによって優良認定産業廃棄物処理業者の情報提供を排出事業者に行うことで、産業廃棄物の適正処理に努める。 基準に適合した産業廃棄物処理業者の情報をホームページで公表する。 優良産業廃棄物処理業者認定に係る相談に対応する。 |

(2) 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストは、法令の遵守、事務処理の効率化、データの透明性の点で紙マニフェスト伝票よりも優れています。導入説明会の開催等により排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し電子マニフェストへの加入を促すとともに、庁内から排出する産業廃棄物についても電子マニフェストの利用を促進します。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|--|---|-----|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 電子マニフェスト説明会及び操作研修会の開催 (環：廃棄物指導課) | <ul style="list-style-type: none"> 事業者向け電子マニフェスト操作研修会を開催した。(1回) 庁内向け電子マニフェスト操作研修会を開催した。(2回) 全体向け電子マニフェスト導入説明会を開催した。(1回) 電子マニフェスト導入個別相談会を開催した。(3回) | 2 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者及び庁内職員を対象とした電子マニフェストの導入説明会、操作研修会を開催する。 庁内から排出される産業廃棄物について、紙マニフェストを使用している部署に対し電子マニフェストの使用を促す。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 立入検査時などを活用した普及啓発 (環：廃棄物指導課) | <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者への立入検査時に、電子マニフェスト未加入の事業者へは資料を用いて制度の説明を行った。 立入検査において、パンフレット等を配布し、電子マニフェスト制度の啓発を図った。 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> 立入検査を行う事業者が紙マニフェストを使用している場合、電子マニフェストの制度を説明する。 川崎市HPの産業廃棄物管理票交付等状況報告書のページに電子マニフェストについて併記する。 産業廃棄物処理業者の立入検査において、電子マニフェストの加入及び使用状況等を確認し、電子マニフェスト制度の啓発を行う。 産業廃棄物処分業者の立入検査において、電子マニフェストの加入及び使用状況等を確認し、電子マニフェスト制度の啓発を行う。 |

2 適正処理の推進

(3) アスベスト廃棄物の適正処理の推進

国が作成した「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に基づき適正処理を行うよう排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、アスベスト廃棄物の適正処理に向けた指導を行います。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|--|--|-----|---|
| ・川崎地区石綿対策連絡会議合同パトロールの実施 (環: 廃棄物指導課) | ・排出事業者への立入の機会を捉え県の作成したパンフレットを配布するとともに適正処理に向けた指導を行った。 | 2 | ・川崎地区石綿対策連絡会議合同パトロールの実施によりアスベスト廃棄物の適正処理の指導を行う。 ・排出事業者に対し、アスベスト廃棄物の処理に当たっては、無害化処理への誘導を図る。 |
| ・マニュアル等に基づく排出事業者等への適正処理指導 (環: 廃棄物指導課) | ・排出事業者への立入の機会を捉え、国の作成したマニュアルに基づいた、適正処理に向けた指導を行った。 | 2 | ・マニュアルに基づく排出事業者等への適正処理指導を行う。 ・大気環境課に提出される届出を確認し、適正処理指導を行う。 |

(4) PCB廃棄物の適正処理の推進

国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画が改訂されたことから、新たな計画に基づき、その処理期限までに確実に処理されるよう保管事業者及び使用業者に処理期限等の周知徹底を図るとともに、現在未把握のPCB使用電気機器について、掘り起し調査を行うなど適正処理に向けた取組を推進します。また、庁内におけるPCB廃棄物についても、期限内における処理に向けた指導を行います。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|-------------------------------------|--|-----|--|
| ・PCB廃棄物の処理期限の周知徹底 (環: 廃棄物指導課) | ・庁内廃棄物の仕分けを実施し、安定器・汚染物の選別及び非含有廃棄物の処分を実施した。また、次年度から庁内廃棄物の処理が開始されるため、処理の順番等に係る庁内調整及び予算要求を実施した。 | 2 | ・庁内廃棄物について、処理期限内に確実に処分されるようPCB濃度測定を実施すると共に、JESCOへの登録が確実にされるよう所管課へ働きかけを行う。 ・使用中の電気機器も処理期限が適用されることから、あらゆる機会をとらえて処理期限の周知を行う。 |
| ・PCB保管事業者への立入検査、指導 (環: 廃棄物指導課) | ・保管届け提出事業所に対する、立入検査を実施した。(約80件) | 1 | ・保管届提出事業所に対し、立入検査を実施する。(100件程度) ・届出の詳細情報が不明な廃棄物について、保管事業者に判別方法等を提供し、PCB廃棄物の仕分けを推進する。 |
| ・PCB使用電気機器の掘り起し調査の実施 (環: 廃棄物指導課) | ・国の掘り起しマニュアルに沿って市内4,811事業所に対して全数調査を行った。 ・未回答、未達事業所に対する二次調査方法を国のマニュアルに沿って検討した。 | 2 | ・国の掘り起しマニュアルに沿って、市内の掘り起し調査を前年度に引き続き実施する。 ・一次調査の未回答事業者及び追加対象事業者に対し、国のマニュアルに沿って継続調査する。 |

2 適正処理の推進

(5) 感染性産業廃棄物の適正処理の推進

感染性産業廃棄物に携わる医療関係機関等を対象に、「医療系廃棄物適正管理の手引き」等に基づく指導を行い、適正処理の徹底に努めます。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|---|--|-----|---|
| <p>・手引き等による適正処理の周知徹底</p> <p>(環: 廃棄物指導課)</p> | <p>・病院等への立入の機会を捉え、「医療系廃棄物適正管理の手引き」を配布とともに適正処理に向けた指導を行い、医療系廃棄物の適正処理の徹底に努めた。</p> <p>・市内薬局に対しアンケート調査を行い、在宅医療廃棄物の店頭回収状況を確認し、HPで公表している回収実施薬局一覧を更新するとともに、ステッカーの配布を行った。</p> | 2 | <p>・「医療系廃棄物適正管理の手引き」の配布により、感染性産業廃棄物の適正処理を促す。</p> <p>・在宅医療廃棄物ステッカーを作成し、当該廃棄物の店頭回収を実施している薬局に配布することで、感染性廃棄物の適正の徹底に努める。</p> |
| <p>・医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携した適正処理に向けた取組の充実</p> <p>(環: 廃棄物指導課)</p> | <p>・薬剤師会及び歯科医師会と協議し、薬局や歯科から排出される産業廃棄物の適正処理に向けたチラシを作成した。</p> <p>・同チラシについて、薬剤師会及び歯科医師会を通じ、薬局や歯科に対し、配布を行った。</p> | 2 | <p>・薬剤師会等の関係団体と協議の機会を設け、感染性廃棄物の適正処理に対する周知を行う。</p> |
| <p>・医療関係機関等への立入検査、指導</p> <p>(環: 廃棄物指導課)</p> | <p>・内容審査で不適正排出が確認された医療機関に対し立入検査を実施し、適正処理についての指導を行った。</p> | 2 | <p>・内容審査の結果に基づき、感染性産業廃棄物を不適正排出をしている医療機関に対し、立入検査を実施し、適正処理を促す。</p> |

(6) 水銀廃棄物の適正処理の推進

平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約が採択され、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指していることから、国の動向に注視し対応を図ります。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|--|--|-----|---|
| <p>・水銀廃棄物の適正処理の推進</p> <p>(環: 廃棄物指導課)</p> | <p>・市のホームページにおいて、水銀に係る法令の改正について周知を行った。</p> <p>・産業廃棄物処理業者への水銀廃棄物の適正処理について、指導や情報提供を行った。</p> <p>・廃棄物処理施設設置者等講習会を開催し、平成29年10月の法施行に向け、省令改正の内容等について情報提供を行った。</p> | 2 | <p>・市のホームページや説明会等を利用し、廃水銀等及び平成29年10月1日に施行される水銀使用製品産業廃棄物の適正処理について広報を行う。</p> <p>・産業廃棄物処理業者への水銀廃棄物の適正処理について、指導や情報提供を実施する。</p> <p>・水銀使用製品等を処分する事業者に対し、立入検査等を実施する。</p> |

2 適正処理の推進

(7) その他有害廃棄物の適正処理の推進

特別管理産業廃棄物に区分されていない場合でも、特別管理産業廃棄物と同等の有害物を含有する産業廃棄物については、同等の処理を行うよう指導します。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|---|--|-----|---|
| <p>・有害物を含有する産業廃棄物の排出事業者、処理業者への立入検査、指導</p> <p>(環：廃棄物指導課)</p> | <p>・リフラクトリーセラミックファイバーやリシン吹き付け材に含有されているアスベストなど、特別管理産業廃棄物に指定されていないものの、取扱いに注意が必要な廃棄物の適正処理について、排出事業者に対し、助言等を行った。</p> <p>・産業廃棄物処理業者への有害物の適正処理について、指導や情報提供を行った。</p> <p>・廃棄物処理施設設置者等講習会や神奈川県産業資源循環協会川崎地区セミナーにおいて、特別管理産業廃棄物と同等の有害物を含有する産業廃棄物についての指導を行った。</p> | 2 | <p>・国等の動向を注視し、特別管理産業廃棄物に区分されていないが有害物質を含有する産業廃棄物についての適正処理について周知等を行う。</p> <p>・産業廃棄物処理業者への有害物の適正処理について、指導や情報提供の実施する。</p> <p>・産業廃棄物中間処理業者に対して、有害物を含有する産業廃棄物に関する情報を排出事業者から事前に情報提供を求めるなどの指導を行う。</p> |

(8) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者への指導の充実

排出事業者及び産業廃棄物処理業者への立入検査を充実させるとともに、講習会の開催や各種団体との意見交換等において、廃棄物処理法の改正内容等の周知を行うことにより、適正処理の推進を図ります。

加えて、産業廃棄物中間処理施設の設置に当たっては、再生利用を中心とした施設となるよう働きかけるとともに、産業廃棄物積替え保管施設及び中間処理施設の稼働にあっては、周辺地域の公衆衛生、生活環境の保全に支障が生じないよう監視・指導を行います。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|---|--|-----|--|
| <p>・排出事業者及び産業廃棄物処理業者への立入検査・指導</p> <p>(環：廃棄物指導課)</p> | <p>・内容審査で不適正排出を行っている事業者に対し、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の分類等について説明を行うとともに、適正処理に向けた指導を行った。</p> <p>・産業廃棄物処理業者への立入検査を実施した</p> <p>・神奈川県産業資源循環協会との意見交換等を行った</p> <p>・産業廃棄物処分業に係る指導に当たっては、再生利用を中心とした計画となるよう努めた。また、立入検査については、廃棄物処理業の新規許可・変更許可・更新許可申請の際のほか、廃棄物処理業者に対する定期的な立入検査も実施し、適正処理の推進等を図った。</p> | 2 | <p>・内容審査の結果を踏まえ、不適正排出を行っている事業者に対し、適正処理に向けた指導等を行う。</p> <p>・PCB保管事業者等に対する立入検査等、市内事業者に対し、定期立入を実施する。(250件程度)</p> <p>・産業廃棄物処理業者への立入検査を実施する。</p> <p>・神奈川県産業資源循環協会と意見交換を実施する。</p> <p>・産業廃棄物処分業に係る事前協議において、再生利用を中心とした計画となるよう指導する。</p> <p>・中間処理施設を設置する排出事業者及び処分業者に対し、立入検査を実施する。</p> |
| <p>・産業廃棄物積替え保管施設及び中間処理施設の適正な維持管理に向けた立入検査・指導</p> <p>(環：廃棄物指導課)</p> | <p>・積替え保管施設を有する産業廃棄物処理業者へ立入検査を実施した。</p> <p>・廃棄物処理施設の設置許可・変更許可申請の際のほか、廃棄物処理施設設置者に対する定期的な立入検査も実施し、適正処理の推進等を図った。</p> | 2 | <p>・積替え保管施設を有する産業廃棄物処理業者へ立入検査を実施する。</p> <p>・中間処理施設を設置する排出事業者及び処分業者に対し、立入検査を実施する。</p> |

| | | | |
|---------------------------------------|---|----------|---|
| <p>・講習会の開催</p> <p>(環: 廃棄物指導課)</p> | <p>・各団体が開催するセミナーや講習会等に赴き、産業廃棄物の適正処理に向けた講義等を実施した。</p> <p>・講習会等へ講師を派遣することで、処理業者への適正処理の推進に努めた。</p> <p>・廃棄物処理施設設置者等講習会を開催し、産業廃棄物の適正処理や法改正の内容等について指導・周知を行った。</p> | <p>2</p> | <p>・講習会の機会を捉え、排出事業者に対し、産業廃棄物の適正処理についての周知等を行う。</p> <p>・講習会等へ講師を派遣することで、処理業者への適正処理の推進を図る。</p> <p>・中間処理施設を設置する排出事業者及び処分業者に対して、講習会を開催し、産業廃棄物の適正処理についての周知等を行う。</p> |
| <p>・各種団体との意見交換</p> <p>(環: 廃棄物指導課)</p> | <p>・建設廃棄物委員会のメンバーとして、建設連絡会とともに合同会議を開催し、建設廃棄物等の取扱いについて情報共有を図った。</p> <p>・各種団体との意見交換を通じて処理業者への適正処理の推進に努めた。</p> <p>・産業廃棄物の適正処理や法改正の内容等について、神奈川県産業資源循環協会と意見交換を実施したほか、同協会の川崎地区セミナーにおいて、指導・周知を行った。</p> | <p>2</p> | <p>・神奈川県産業資源循環協会をはじめとした関係団体と意見交換会等の機会を捉え、産業廃棄物の適正処理について周知等を行う。</p> |

2 適正処理の推進

(9) 不法投棄の未然防止の推進

不法投棄は、環境への影響に止まらず、原状回復費用等の経済的損失をもたらす、産業廃棄物の処理に対する市民の不信感を増大させることになるため、不法投棄が多発している地域を中心に、不法投棄監視パトロールの実施等を行います。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|------------------------------------|----------------------------------|-----|----------------------------------|
| ・不法投棄監視パトロールの実施 (環：廃棄物指導課) | ・不法投棄防止のため、不法投棄監視パトロールを実施した。 | 2 | ・不法投棄防止のため、不法投棄監視パトロールを実施する。 |
| ・監視カメラによる不法投棄常習場所の監視 (環：廃棄物指導課) | ・不法投棄防止のため、不法投棄常習箇所に監視カメラ等を設置した。 | 2 | ・不法投棄防止のため、不法投棄常習箇所に監視カメラ等を設置する。 |

(10) 不法投棄への早期対応の推進

不法投棄事案に対し、関係機関と連携した迅速な対応を図ります。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|---|--|-----|--|
| ・不法投棄通報への関係機関と連携した迅速な対応 (環：廃棄物指導課) | ・不法投棄事案に対し、関係機関との迅速な情報共有と連携に努めた。 | 2 | ・不法投棄事案に対し、関係機関との迅速な情報共有と連携を図る。 |
| ・国、警察署、庁内関係局で構成する「川崎市廃棄物不法投棄等防止連絡協議会」による協議、連携 (環：廃棄物指導課) | ・川崎市廃棄物不法投棄等防止連絡協議会による協議、連携を図り、不法投棄事案に迅速な対応に努めた。 | 2 | ・川崎市廃棄物不法投棄等防止連絡協議会による協議、連携を図り、不法投棄事案に迅速に対応する。 |

(11) 広域的不適正処理事案防止対策の推進

「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム32)」や横浜地方検察庁、神奈川県警、横浜海上保安部、神奈川県及び県内政令市で構成する「環境事犯関係協議会」等と連携して、広域的な不適正処理対策等を推進します。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|--|---|-----|---|
| ・「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム32)」による関係自治体との連携 (環：廃棄物指導課) | ・産廃スクラム32等による関係機関との連携に努め、不適正処理対策を推進した。 | 2 | ・産廃スクラム32等による関係機関との連携を図り、不適正処理対策を推進する。 |
| ・九都県市廃棄物問題検討委員会等における産業廃棄物に関する諸問題の検討 (環：廃棄物指導課) | ・九都県市廃棄物問題検討委員会適正処理部会を通じ、建設汚泥の適正処理に向けた検討、PCB啓発品の作成、電子マニフェスト導入説明会等を開催し、また、HPで適正処理に向けた普及啓発を行った。 | 2 | ・九都県市廃棄物問題検討委員会適正処理部会を通じ、建設汚泥等の適正処理について周知を行う。 |

3 地球温暖化対策の推進

循環型社会の構築、低炭素社会の実現に向けて、3Rの取組を進めながら、3Rの対象とならない廃棄物について、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して、地球温暖化対策の観点から望ましい廃棄物処理を促すとともに、バイオマス資源のエネルギー源への活用促進を図るなど産業廃棄物処理分野における地球温暖化対策の取組を推進します。

(1) 産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策の自主的な取組の促進

「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づき報告を求めた温室効果ガス排出量等の集計、分析を行い、産業廃棄物焼却施設設置者に対して、その結果をフィードバックするとともに、地球温暖化対策に寄与する制度、他社の取組事例等の情報提供を行い、産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策の自主的な取組を促します。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|--|--|-----|--|
| ・温室効果ガス排出量等のデータの活用による産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策の自主的な取組の促進 (環: 地球環境推進室) | ・条例に基づき提出された事業活動地球温暖化対策計画書・結果報告書を踏まえ、温暖化対策に必要な指導・助言等を実施した。 | 2 | ・条例に基づき提出された事業活動地球温暖化対策計画書・結果報告書を踏まえ、事業者に対し必要な指導・助言等を行う。 |
| ・地球温暖化対策に寄与する制度、他社の取組事例等の情報提供による産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策の自主的な取組の促進 (環: 地球環境推進室) | ・事業者セミナーやホームページ、パンフレットを活用し、地球温暖化対策に寄与する制度や取組等の情報提供を行った。 | 2 | ・セミナー等を通じ、地球温暖化対策に寄与する制度や取組等の情報提供を行う。 |

(2) 産業廃棄物収集運搬車両から発生する温室効果ガスの発生抑制

産業廃棄物の収集運搬に伴い車両から発生する温室効果ガスを抑制するため、産業廃棄物収集運搬業者に対し、低燃費型車両や低公害型車両等の積極的な利用と「エコ運搬制度」の普及を促進します。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|--|---|-----|--|
| ・産業廃棄物収集運搬業者の低燃費車や低公害車の利用促進 (環: 廃棄物指導課) | ・産業廃棄物収集運搬業者等に対する低燃費車や低公害車の利用促進に係る情報提供を行った。 | 2 | ・産業廃棄物収集運搬業者等に対する低燃費車や低公害車の利用促進に係る情報提供を行う。 |
| ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する「エコ運搬制度」の普及促進 (環: 大気環境課) | ・市条例に基づく対象事業者からの報告書受付により、要請状況の把握を行った。 対象事業者数(廃棄物処理業者):19件 ・立入検査による条例の遵守及び運用の確認を行い、必要に応じて改善指導を行った。 立入事業者数(廃棄物処理業者):3件 | 2 | ・市条例に基づく対象事業者からの報告書受付による要請状況の把握 対象事業者数(廃棄物処理業者)(19件) ・立入検査による条例の遵守及び運用の確認 立入事業者数(廃棄物処理業者)(3件) |

3 地球温暖化対策の推進

(3) 廃棄物由来のエネルギー有効活用に向けた普及啓発

廃棄物エネルギー利用施設などを設置している事業者や新規事業者に対し、施設の増設又は改造及び新規導入時にエネルギーの有効活用を促進するため、国等の助成金制度の普及啓発を図ります。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|-------------------------------|--|-----|---|
| ・国等の助成金制度の普及啓発 (環: 廃棄物指導課) | ・廃棄物処理施設設置者等講習会を開催し、エネルギーの有効活用を促進するための国の助成金制度や市の融資制度を紹介し、普及啓発に努めた。 | 2 | ・廃棄物処理施設の設置者を対象とした講習会等において、助成金制度に関するリーフレットを配布するなどにより、普及啓発を図る。 |

(4) バイオマス資源の利活用の促進

再生可能な生物由来の有機性資源について、これまで大量消費されてきた化石燃料の使用の抑制につながるとともに、代替資源として有効な利活用が可能であるため、環境意識の向上を図ります。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|---|---|-----|--|
| ・建設系廃棄物から発生する木質系廃棄物の利活用の促進 (環: 廃棄物指導課) | ・県内の再資源化等施設の情報について、合同パトロールの機会やHPを通じ、排出事業者に対し情報提供を行うとともに、HPにおいて、熱回収施設設置者認定制度についての周知を行った。 ・産業廃棄物中間処理施設の設置等の指導に当たっては、木質系廃棄物にあつては、チップ化、熱回収などの有効利用ができる計画となるよう努めた。 | 2 | ・立入の機会を捉え、リサイクルや熱回収など、木質系廃棄物の利活用についての助言を行う。 ・中間処理施設の設置等の事前協議において、チップ化、熱回収などの有効利用ができる計画となるよう指導を行う。 |
| ・油化による燃料化等の利活用促進の検討 (環: 廃棄物指導課) | ・油化による燃料化等のバイオマス資源の利活用について、情報収集を図った。 | 1 | ・油化による燃料化等のバイオマス資源の利活用について、情報収集を図り、普及促進について検討を行う。 |

4 大規模災害時・緊急時の対応

市民・事業者・行政の三者の連携に基づく災害廃棄物等の円滑な処理を推進するため、「川崎市地域防災計画」に位置付けられている「災害廃棄物等処理計画」を定め、災害時における組織体制や事務分担を明確化しています。

加えて、災害廃棄物処理は、市域を超えた連携等を要することから、神奈川県産業資源循環協会と災害時の廃棄物処理に関する協定を締結し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう手続き等を定めています。

以上のことを踏まえながら、災害時における産業廃棄物の処理や市内産業廃棄物処理業者、神奈川県産業資源循環協会及び近隣自治体と連携・協働した災害廃棄物の処理に関する検討を進めます。

また、新型コロナウイルスの発生等に伴う緊急的事案に備えた取組を加えた安全・安心の確保に向けた取組を推進します。

(1) 大規模災害時の対応

大規模災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、市域を超えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策に関する産業廃棄物処理業者等との連携について、強化を図ります。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|--|--|-----|--|
| ・産業廃棄物処理業者と連携した災害廃棄物の対応 (環：廃棄物指導課) | ・関連団体との廃棄物処理に係る情報共有に努めた | 2 | ・関連団体との廃棄物処理に係る情報共有を図る。 |
| (環：廃棄物庶務課) | ・協定先の連絡担当者の確認を行い、また協定内容及び災害発生時に速やかな対応を図るための確認を行った。 | 1 | ・協定先との連絡手段(担当者等の確認)及び協定事項の再確認を行い、大規模災害発生時の対応を速やかに行えるようにする。 |
| ・産業廃棄物処理業者が設置している処理施設ごとの処理能力等の把握 (環：廃棄物指導課) | ・災害に備え、施設の種類毎に施設数及び処理能力の最新の情報の把握を行った。 | 2 | ・大規模災害時に有効と考えられる、産業廃棄物処理業者が有する破砕、焼却施設等の施設数及び処理能力の把握を行う。 |
| ・神奈川県産業資源循環協会と連携した取組 (環：廃棄物指導課) | ・局内関係部署と連携を図り、大規模災害発生時の産業廃棄物の処理について、協議を行った。 | 2 | ・必要に応じ、神奈川県産業資源循環協会と連携し、大規模災害発生時の産業廃棄物の処理に対する取組について検討する。 |

(2) 緊急時の対応

新型コロナウイルスの発生等に伴う緊急的事案が生じた場合には、神奈川県産業資源循環協会と県内の感染性廃棄物の処理業者との協定締結を踏まえ、県内感染性廃棄物処理業者との連携を強化するため、関係団体と協議を図ります。

| 具体的取組 | 平成28年度実績 | 達成度 | 平成29年度計画 |
|---|--|-----|---|
| ・産業廃棄物処理業者と連携した緊急的事案への対応の協議 (環：廃棄物指導課) | ・感染症の流行など、緊急的事案が発生しなかったため、取組について実施していない。 ・緊急的事案に関連する情報収集を行った ・神奈川県産業資源循環協会等への情報提供を行った ・重要な家畜伝染病が発生した場合の焼却処理体制の整備について検討するための神奈川県の取組に協力し、焼却施設に関する情報の把握に努めた。 | 2 | ・感染症の流行などの緊急的事案が発生した際に、他自治体や神奈川県産業資源循環協会等と連携し、その対応について検討する。 ・焼却施設を中心とした中間処理施設に関する情報の把握を行い、事案発生時における、他の自治体及び神奈川県産業資源循環協会等と連携し、対応について検討する。 |